

「経管栄養チューブの誤挿入」

弁護士 山下 洋一郎
弁護士 山口 祐輔

1.はじめに

経管栄養チューブを気管に誤挿入して窒息させ、あるいは肺炎を起こして、ときに死亡に至ることが少なくありません。今回は、刑事責任を問われた事例を紹介します。

2.事案

ある病院の看護師Aは、脳梗塞等で入院中の男性B（73歳）に経鼻で栄養チューブを挿入し栄養剤を注入しましたが、チューブが気管に挿入されていたためBは気道閉塞を起こして窒息により死亡してしまいました。

2.裁判所の判断

裁判所は、Bが右方麻痺により咳嗽反射が低下しているのであるから、聴診器で胃液の気泡音を聴取するなどしてチューブが確実に胃に挿入されていることを確認すべきであったのに、これを怠った過失により窒息・死亡させたとして業務上過失致死罪で罰金50万円に処しました。

これは刑事責任を問われたものですが、この種の事案は民事の損害賠償責任も問われることであります（直接の賠償は病院が行うでしょう）。

3.まとめ

経管栄養チューブ挿入の安全確保については、看護師の皆様の方が専門ですが、その患者に適したチューブの選択、チューブの長さの決定、胃泡音の確認、空気を注入しての空気注入音の確認（5点確認）、胃内容物の吸引、X線での確認等が言われています。しかし、患者の病状によっては難しいこともあります。また、X線は被爆の心配もあって毎回実施することは実際的ではありません。

経管栄養チューブの挿入は難しく危険なものであること、経管栄養を行う患者はハイリスク群であることを認識して、複数の確認方法を行って確実に実施すること、特に初回はX線撮影を行って確認することが肝要であろうと思います。少しでもおかしいと感じたら、再度やり直す慎重さも必要です。

松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないとは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号オーク千葉中央ビル7階 電話：043-225-5242